

12月3日～9日は「障害者週間」です

「障害者週間」は、障がい者福祉について関心と理解を深め、障がいのある方が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加できる社会づくりをめざします。義足等を使用している方、内部障がいや難病のある方、また妊娠初期の方など、外見からはわかりにくい不自由さを抱えている人もいます。だれもがいきいきと暮らせる社会のために、お互いの困っていることに気づき、支え合える地域にしていきたいと思います。



ヘルプマーク・ヘルプカードを知っていますか？

【ヘルプマーク】

ヘルプマークとは、援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に知らせるマークです。

ヘルプマークの片面に伝えたい情報が記載されています。マークを身に着けた方を見かけたときは、電車やバスの中で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク（ストラップ式）



【ヘルプカード】

ヘルプカードとは、援助や配慮を必要としている人が、災害時や日常生活の中で意思表示の形としてヘルプカードを携帯し周囲の人に知らせやすくするものです。

ヘルプカードを提示された際には、記載内容に沿った支援をお願いします。



折りたたみ式のカードの中に必要な手助け等が書かれています。

ヘルプマーク・ヘルプカードは、援助や配慮を必要としているどなたでも使用することができます。健康福祉課福祉係（町庁舎1階）の窓口で配布しています。

■問い合わせ 下諏訪町 健康福祉課 福祉係 電話27-1111（内線123）

「諏訪税務署」 からのお知らせ

自宅でできる税務手続きについて

コロナ禍で外出も心配な昨今ですが、税務署へ行かなくてもできる国税手続きはたくさんあります。一例を紹介しますので、是非ご利用ください。

一般的な税金の相談

- ◆「電話相談センター」の利用
諏訪税務署の代表電話に電話し、音声案内に従い「1」を選択することにより、国税局の電話相談員が質問にお答えします。
【電話相談センター：52-1390】⇒【1】を選択
- ◆「タックスアンサー」の利用
国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご利用ください。
※なお、税務署での相談は**事前予約制**とさせていただきます。
【事前予約：52-1390】⇒【2】を選択

税金の納付

- ◆「ダイレクト納付」の利用
インターネットを利用して、事前に届け出た金融機関の口座から、利用者の方が指定した日に指定の金額を納付する手続きです。
- ◆「QRコード」を利用したコンビニ納付の利用
国税庁ホームページからQRコードを作成し、コンビニで納付書を出力してレジで現金納付する手続きです。

納税証明書の請求

インターネットを利用して納税証明書を請求し、郵送または税務署で受け取ることができます。手数料も書面請求に比べ安価となっています。

○詳しくは、「国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）」を確認、または「諏訪税務署（52-1390）」へお尋ねください。